

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社栄協開発	代表者氏名	岡本 佳代子
主たる営業所の所在地	倉敷市玉島道口3880番地1		
許可番号	岡山県知事 般-29 第21317号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、鋼、舗、しゅ、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年6月8日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業の営業の全部			
2 期間			
令和3年6月22日から同月24日までの3日間			
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
<p>有限会社栄協開発の社員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の2（焼却禁止）の規定に違反し、令和3年3月10日に岡山地方裁判所倉敷支部から懲役1年、執行猶予3年、罰金50万円の判決を受け、令和3年3月25日に確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項	同社の役員に対して、同期間営業の禁止を命じている。		